

厚生労働部会 児童福祉法改正にあたっての取り決め

令和 4 年 1 月 28 日
自由民主党政務調査会
厚生労働部会

- 今般の児童福祉法改正にあたり、当部会において、児童虐待を防止する観点等から、現場の専門性の向上など、様々な制度見直しについてこれまで議論を重ねてきた。厚生労働省においては社会保障審議会児童部会の社会的養育専門委員会において議論が交わされる一方、関係の議員連盟においても検討がなされるなど、多くの関係者の熱意のもと精力的な議論が行われてきた。
- 熱意、すなわち「児童虐待を失くし、こどもたちの幸せを守りたい」との思いはすべての関係者に共通である。
- 度重なる児童福祉法や児童虐待防止法等の法改正や現場の皆様のご努力にも関わらず、悲惨な児童虐待事件が発生し、虐待の相談件数は過去最高となっており、児童福祉の現場の在り方が問題となっている。

具体的には、児童相談所において経験の浅い職員が多くなり、虐待対応の知識や経験の蓄積等が十分になされていない状況がみられるなど、その体制整備が課題となっている。そのような中、こどもの命・安全を守るため、親権者や関係者との対話の中で虐待のおそれがあるかどうか等を判断し、状況に応じて躊躇なく適切な一時保護や入所措置等を実施できる高い能力が一層求められている。

- これに関し、これまでの議論のなかで、児童相談所等の児童福祉の現場において早期にさらに専門性の高い人材を育てる必要性の認識は共有されている。そのため、
 1. まずは、現在も現場で実務を担当する社会福祉士や精神保健福祉士その他保育士、相談援助等の実務経験者について、一定の実務経験や幅広いスキルや知識を身につける研修等を経て児童福祉司の任用要件を満たすための認定資格の導入を今回の児童福祉法改正案に盛り込み、職場のスキルアップや専門人材の育成を急ぎ、質量ともに現場の強化を行う。
 2. 当該担当実務がこどもたちの命や権利、人生に大きく関わるという重要性和責任の重さに鑑み、広く児童福祉の現場で児童等に対する相談援助業務に従事する者の新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、
 - ・児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者が実施すべき業務の内容、その者に必要な専門的な知識及び技術に係る内容並びに教育課程の内容が明らかになること、

- ・その者を養成するための必要な体制が確保されること、
- ・その者がその能力を発揮して働くことができる場において雇用の機会が確保されること

といった環境を整備しつつ、児童の生命又は心身の安全を確保する観点から、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織、資格の在り方について、国家資格を含め、今回の児童福祉法改正によって導入される認定資格の施行後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の附則を設ける。

その上で、当部会においては、施行後に必要な検討を開始し、当部会の責任において方向性を判断することとする。また、児童虐待問題を根本的に解決するため、多岐にわたる現状の把握、原因の分析を集中的に行い、事後対応のみならず、家族支援など虐待の予防策等も含めて検討し、順次取り組んでいく。

以上を前提として、当部会としては、当該資格部分についてはその内容を了承するので、厚生労働省においては、その点留意し、本通常国会に所要の法案を提出できるよう準備を進めるべきである。

(以上)